

することとなつた地区以外の区域内において」を「過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち同法第8条第1項に規定する市町村計画（以下この条において「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下この条において「産業振興促進区域」という。）内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた」に、「第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄」を「第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄」に、「第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄」を「第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄」に、「製造（ガス製造及び発電を除く。）の事業」を「製造業（ガス製造業及び発電事業を除く。次項第1号において同じ。）」に、「建物を新設し、若しくは増設し」を「建物の取得等（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（次項において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をいう。以下この項において同じ。）をし」に、「農林水産物等販売業（過疎地域）」を「情報サービス業等の用に供する機械、装置若しくは建物（工場用の建物を除く。以下同じ。）の取得等をした者（青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）、農林水産物等販売業（産業振興促進区域」に、「」を新設し、若しくは増設し」を「」の取得等をし」に改め、同項第1号及び第2号中「新設し、又は増設し」を「取得等をし」に改め、「建物、」の次に「情報サービス業等若しくは」を加え、同項第3号中「新設し、又は増設し」を「取得等をし」に改め、同条第2項中「2,700万円を超える」を「次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額以上の」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）
- (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

第2条第3項中「過疎地域内」を「過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内」に、「、当該」を「、」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「の第1号」を「の第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第1条第1号及び第2条の規定は、この条例の施行の日以後に取得等をされる設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

(税 務 課)
